

根 拠 法 令	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則		担当課 担当係	建築安全課 建築指導係 0742-27-7574
制度の概要	障害者、高齢者等をはじめとするすべての県民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進して、県民の福祉の増進に資する。			
対 象 地 域	県内全域			
規 制 内 容	1 施設設置の届出等			
	施設の種別		規制・手続きの内容	
	公共的施設	特定施設 (別表)	特定施設（規則4条。別表参照）設置の内容及び設置の内容の変更について、施設設置又は変更の工事着手の30日前までに知事に届出をしなければならない。	
		そ の 他	「整備基準」に適合させるように努めなければならない。	
	2 指導及び助言 知事は特定施設の設置の届出内容について必要な指導及び助言を行う。			
許可等の基準	整備基準（規則3条） 出入口、廊下、階段、便所、歩道等の整備に関して障害者、高齢者等が利用できるように配慮すべき基準を定めている。			
手続きのフロー図	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例の規定による届出			
	1 提出先			
	◎建築物の特定施設			
	区 域		受 付	
	奈良市、橿原市、生駒市		奈良市建築指導課 橿原市建築安全推進課 生駒市建築課	
上記以外	階数が4以上又は延べ面積が2,000㎡を超えるもの		県建築安全課	
	そ の 他		管轄土木事務所	
	注) 建築物以外の特定施設に係る取扱い担当課 ◎道路 県道路マネジメント課 ◎公園 県公園企画課 ◎路外駐車場 県県土利用政策課 ◎公共交通機関の施設 県地域福祉課			
	2 フロー図			
	施設の設計 ↓ 届 出 書 ↓ 工 事 着 手 ↓ 完 了 ↓ 工事完了届 ↓ 県・市 届出受理 内容審査 指導助言 提出 県・市 届出受理 内容確認 提出			

別表

特定施設一覧表

	用 途 等	届出対象規模等
1	学校その他これに類するもの	すべて対象
2	博物館、美術館又は図書館	
3	身体障害者更生援護施設、老人福祉施設又は有料老人ホームその他これらに類するもの	
4	児童福祉施設、助産所、精神障害者社会復帰施設、保護施設(医療保護施設を除く。)、婦人保護施設、知的障害者援護施設又は母子・父子福祉施設その他これらに類するもの	
5	病院又は診療所その他これらに類するもの	
6	公会堂又は集会場その他これらに類するもの	
7	郵便局	
8	火葬場	
9	公衆便所	
10	神社、寺院又は教会	500 m ² を超えるもの
11	飲食店、物品販売業を営む店舗又はサービス業を営む店舗	200 m ² を超えるもの 但し、コンビニエンスストア等にあつては 100 m ² を超えるもの
12	体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、ホテル又は旅館その他これらに類するもの	1,000 m ² を超えるもの
13	共同住宅	50 戸を超えるもの
14	寄宿舍	50 室を超えるもの
15	工場	5,000 m ² を超えるもの
16	複合用途(⑪及び⑫の用途に供する)建築物	1,000 m ² を超えるもの
17	事務所 官公庁舎等	すべて対象
	電気事業、ガス事業、電気通信業営業所	
	銀行、信用金庫、信用組合、農協等	
	その他の事務所	5,000 m ² を超えるもの
18	鉄道駅、バスターミナル、道路、都市公園	すべて対象
19	地下街	
20	遊園地、動物園又は植物園	
21	駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない路外駐車場(機械式のものを除く。)	500 m ² を超えるもの